

一般競争入札の実施について

京都府立医科大学附属病院の廃プラスチック類等廃棄物収集・運搬業務及び処分業務の委託について、京都府公立大学法人会計規則第 32 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 2 月 3 日

京都府公立大学法人理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

京都府立医科大学附属病院 廃プラスチック類等廃棄物収集・運搬業務及び処分業務

(2) 委託業務の仕様等

「廃プラスチック類等廃棄物収集・運搬業務及び処分業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりに従う。

(3) 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 業務履行場所

京都府立医科大学附属病院（京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465）

2 契約者

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

3 担当

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465

京都府立医科大学 事務局 病院管理課

電話番号 (075)251-5237

4 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその視点若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又はその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 京都府における令和4・5・6年度「物品又は役務の調達関係に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されているものであること。

なお、本資格を有しない者については7(1)エ(カ)のaからgに定める書類を提出の上、資格確認を受け、資格を有すると認定された者であること。

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「処分業者」という。）であり、かつ、同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「収集運搬業者」という。）である単体の業者（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）であること。
- (3) 京都府内に本店を有している者であること。
- (4) 直近3年間において700床以上の病床を有する病院の廃プラスチック類等廃棄物収集・運搬業務及び処分業務実績（1年以上）を有する者であること。
- (5) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ヒ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ヘ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (6) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていない者であること。

6 入札説明書の配付日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年2月3日(金)
(2) 場 所 京都府立医科大学附属病院ホームページ上
<https://www.h.kpu-m.ac.jp/>

7 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を郵送又は持参により提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

入札公告日から令和5年2月16日(木)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)
午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路 梶井町 465
京都府立医科大学 事務局 病院管理課
電話番号 (075)251-5237

ウ 提出方法

上記アの期間内にイの場所に申請書等を郵送(アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便又は一般書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

エ 申請書の添付資料

申請書には、日本語で記載された次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、単体業者にあつては、(オ)に掲げる資料の提出は不要である。

なお、グループ業者にあつては、代表者が申請手続を行うこと。

- (ア) 5(1)の京都府競争入札参加資格審査結果通知書(写し)
(イ) 商業登記簿(履歴全部事項証明書、証明日から3箇月以内のもの、法人のみ)
(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けている者であることを証する許可証の写し及び同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であることを証する許可証の写し
(エ) 5(4)に掲げる実績があることを判断できる契約書等の写し
(オ) 共同入札願(グループ業者として申請する場合)
(カ) 5(1)の資格を有しない者は、(ア)に代えて以下の書類を提出すること。
a 4の入札に参加できない者に該当しないことを誓約する誓約書
b 暴力団員等に該当するかどうかの照会のための役員等調書
c 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書
d 消費税及び地方消費税納税証明書
e 取引使用印鑑届
f 権限を営業所長等に委任する場合には委任状

g 法人にあっては、申請締切日の直前営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、余剰金計算書及び余剰金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

カ その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(2) 質問・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

ア 質問方法

3の場所へ「質問書」の様式により提出する。

イ 受付期限

令和5年2月16日（木）午後5時

ウ 回答

令和5年2月21日（火）午後5時までにFAX等により回答する。

(3) 入札参加者の資格通知

確認申請書の受付後、京都府立医科大学は、令和5年2月27日（月）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵送等により通知する。

(4) その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 参加資格を有する者への名簿への登載

4及び5について参加資格があると認定された者は本業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

10 参加資格の継承

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（4に該当する者を除く。）は、その者が、営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）が認めたときに限り、その参加資格を継承することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の家族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

- エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- オ 法人が分割したときは、分割後存続する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を継承しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その参加資格を取り消し、その事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことがある。
 - その代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 開札の日時
令和 5 年 3 月 3 日（金）午後 1 時 10 分
- (2) 入札書提出期限
令和 5 年 3 月 3 日（金）正午
- (3) 入札の方法
 - ア 入札書は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
郵便の種類は、簡易書留郵便又は一般書留郵便とする。
 - イ 入札は、代表者名で行う。
 - ウ 入札書を封入する封筒は二重封筒とする。
中封筒に入札書を入れ、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「京都府立医科大学附属病院廃プラスチック類等廃棄物収集・運搬業務及び処分業務 入札書在中」と記載する。
なお、京都府立医科大学附属病院 事務局病院管理課長あての親展とする。
 - エ 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札日は令和 5 年 3 月 10 日（金）とする。

再入札に参加を希望する場合は、「京都府立医科大学附属病院廃プラスチック類等廃棄物収集・運搬業務及び処分業務 再入札書在中」と表封筒に記入し、上記ウと同様の処理をして再入札日までに上記アと同様の手続きを取り再入札書を提出することとする。この場合、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者は、失格とする。

オ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札回数は、2回までとする。

キ 入札を希望しない場合には、辞退届を郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便に限る。）又は持参により事前に提出することにより、入札に参加しないことができる。

(4) 入札書の訂正

入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については変更できない。

(5) 入札書の引換等

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 不公正な入札

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(7) 仕様書等の説明

入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「業務仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該業務仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、業務仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

開札は、(1)に掲げる日時において、入札事務に関係のない当学職員を立ち合わせて行う。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等の提出を履行しなかった者並びに同資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札書の受領期限までに到達しなかった入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の

入札

オ 入札に関し不正の利益を得るための連合又はその他の不正行為をした者の入札

カ 記名押印を欠く入札

キ 金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となすべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 入札保証金

免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

16 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納めることとする。ただし落札者が京都府公立大学法人契約管理要綱第 31 条第 2 項各号に該当する場合は免除することができる。

17 契約書の作成の要否

要する。(別添契約書案により作成するものとする。)

18 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、京都府公立大学法人会計規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (4) 本件入札に係る令和 5 年度予算が京都府議会及び京都府公立大学法人理事会において承認されない場合は、本件入札は執行しなかったものとする。